

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療情報取得加算
- 明細書発行体制加算
- 一般名処方加算
- (外来感染) 外来感染対策向上加算 第 144 号
- (医療DX) 医療 DX 推進体制整備加算 第 3 号
- (時間外1) 時間外対応加算1 第 38 号
- (がん疼) がん性疼痛緩和指導管理料 第 60 号
- (ニコ) ニコチン依存症管理料 第 180 号
- (がん指) がん治療連携指導料 第 142 号
- (在医総管1) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 第 263 号
- (酸単) 酸素の購入価格の届出 第 8919 号

(2024年11月1日時点)

届出内容補足

■外来感染対策について

・当医院では、患者さんやご家族、院内の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。

・また、当院外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受入れを行います。